令和９年度入学者

旭川市入学仕度金

貸付申込みのご案内

～保護者の方に、入学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～

ASAHIKAWA
CITY

・・申請書の受付期間・・

令和８年１２月１５日（火）

～令和９年２月１日（月）

土・日・祝日・年末年始（１２月３０日～１月４日）を除く

受付時間：午前９時　～　午後５時

提出先及び問い合わせ先

旭川市７条通９丁目　旭川市役所 総合庁舎３階東
こども・女性・若者未来部　子育て助成課（奨学金担当）
電話　２５－９１０７（直通）

令和９年度入学者　旭川市入学仕度金　貸付希望者募集要項

１　応募資格等

次の条件を満たす保護者の方

・旭川市に住所がある
・生徒が高校・専門学校・大学等に入学予定
・入学に必要な資金の調達が困難
・他の同種の仕度金制度を利用しない
・生活保護を受給、又は債務整理中でない
・生徒、保護者、生徒の兄弟姉妹及び連帯保証人が旭川市奨学金又は旭川市入学仕度金の貸付けに係る滞納がないこと

２　貸付額（無利子でお貸しします）

	区　分	国公立	私　立
高校等	高校、高等専門学校 高等専修学校（准看）等	100,000 円	300,000 円以内
大学等	大学、短大 専門学校（修業年限２年以上）	500,000 円以内	

※通信制学校は、４月入学のみ対象となります。
※大学院、専攻科、１年制の専門学校等は対象になりません。
※１０万円単位で貸付額をお選びいただけます。

３　入学仕度金の交付について

合格決定後、合格通知書の写しや借用証書等の必要書類を提出いただいた後、約３週間で申請者（保護者）の口座へ入金いたします。

４　返還について

入学した年度の１月から、貸付額に応じた返還期間内で返還していただきます。
月賦などの分割払いが可能です。

【返還例】

貸付額	最長返還期間（回数）	返還額
100,000 円	５年（６０回）	月額 1,600 円（初回 5,600 円）
200,000 円	６年（７２回）	月額 2,700 円（初回 8,300 円）
300,000 円	６年（７２回）	月額 4,100 円（初回 8,900 円）
400,000 円	７年（８４回）	月額 4,700 円（初回 9,900 円）
500,000 円	８年（９６回）	月額 5,200 円（初回 6,000 円）

５　お申し込み

（１）受付期間
令和８年１２月１５日（火）　～　令和９年２月１日（月）
受付時間：午前９時　～　午後５時
※ただし、土日・祝日・年末年始（１２月３０日～１月４日）を除きます。

（２）申し込み方法
子育て助成課（旭川市７条通９丁目　総合庁舎３階）の窓口へご持参ください。
（持参以外は受付できません。）

（３）申し込みに必要なもの（提出書類）

①入学仕度金等貸付申請書
・申請書は、貸付けを受ける保護者（収入の多い方）本人が署名してください。
※例えば、旭川市内在住の母親が無職で、父親が単身赴任で市外在住の場合は、収入のある父親を借主としてください。
・申請にあたり、連帯保証人が１名必要です。連帯保証人欄は連帯保証人本人が署名してください。

《連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》
ア）北海道内に住所のある方
※後日、住民票（本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を提出いただきます。
イ）独立の生計を営む方
※住民登録地が同一の場合は、別生計の証明が必要です。
ウ）貸付金返還の責任を負うことができる方
※連帯保証人は貸付けを受けた本人と同様の返還義務を負うことになるため、保証能力のない方（生活保護受給者、債務整理中の方、意思疎通が困難であり、日常的に生活支援を受けている方など）は連帯保証人にはなれません。

②同一生計の方の収入状況を証明するもの（令和７年１月～１２月のもの）
次のいずれかの書類の写し（ウは原本）
ア）源泉徴収票　　イ）確定申告票　　ウ）市・道民税 所得・課税証明書
エ）給与所得等に係る市民税等の決定・変更通知書
オ）市民税等 税額決定/納税 通知書

・貸付を受ける保護者は、住民税の課税状況がわかる書類（ウ～オのいずれか）を提出してください。
※貸付を受ける保護者が住民税非課税の場合、連帯保証人の市・道民税所得課税証明書等、住民税の課税状況が分かる書類も提出ください。（いずれも非課税の場合、貸付いたしません）

③申請者（保護者）と生計を一にする者全員の住民票
・世帯全員が載ったもの
・本籍・続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
※単身赴任などにより生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

６　申請後の手続きについて

２月中旬頃に貸付者を決定し、「決定通知書」により必要書類や提出期限についてご案内しますので、確認してください。

合格発表後、合格通知書がお手元に届きましたら、期日までに書類（合格通知書の写し、借用証書など）を提出してください。

※期日までに提出いただけない場合は貸付を廃止することがありますので、送付された書類は必ず内容を確認し、やむを得ず提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

※貸付決定とならなかった方には、「補欠のお知らせ」によりその後の手続きについてご案内しますので、確認してください。

※貸付決定後に辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要ですので、必ずご連絡ください。

７　貸付けの取消

貸付けを受けた方又は生徒等が、次の事項に該当した場合は、貸付けを取り消し、未返還金を直ちに返還していただくことがあります。

（１）偽りその他不正な手段により、入学仕度金等貸付けの決定を受け、又は入学仕度金等の交付を受けたとき。
（２）入学仕度金等を貸付けの目的以外に使用したとき。
（３）正当な理由なく休学、転学又は退学したとき。
（４）操行が不良なとき。
（５）入学仕度金等の返還を怠ったとき。
（６）応募資格に該当しなくなったとき。
（７）入学仕度金等貸付けの目的が失われたと認められるとき。

８　返還の猶予又は免除

貸付けを受けた方が次の事項に該当した場合は返還を猶予又は免除することがありますので、担当までご連絡ください。

（１）疾病・災害その他やむを得ない理由により返還が著しく困難なとき。
（２）死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
（３）心身に著しい障害を生じ返還ができなくなったとき。

～　ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください　～

旭川市こども・女性・若者未来部

子育て助成課（奨学金担当）

２５－９１０７（直通）

その他詳細は、旭川市ホームページでもご確認ください。